



岡情審査第2642号

平成22年8月20日

岡山市長 高谷茂男様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和



岡山市個人情報保護条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年10月22日付け岡西寺福第2506号による下記の諮問について次のとおり答申します。

記

自己に係るケース記録（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報開示請求に対して、一部開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

第1. 審査会の結論

本件保有個人情報に関して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分は妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第2. 異議申立て及び諮問の経緯

- 1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成20年9月16日、実施機関に対し、岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づいて本件公文書の開示請求を行った。
- 2 それに対して、実施機関は、同年9月30日付けで、本件保有個人情報のうち、申立人に対する評価に関する情報は、条例第11条第3項第2号に該当するため、また、申立人以外のものに関する情報は、開示することにより、当該第三者の権利・利益を侵害するおそれがあり、条例第11条第3項第3号に該当するため、ともに非開示とする一部開示決定処分を行った。
- 3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、同年10月6日付けで、一部開示決定処分を取り消して開示すべきであるとして本件異議申立てを行った。
- 4 それに対して、実施機関は、同年10月22日、本件異議申立ての取扱いについて、条例第17条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

第3. 申立人及び実施機関の主張の要旨

申立人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

1 申立人の主張要旨

- (1) 東京高等裁判所において、担当ケースワーカーの所見部分を対象者に開示しても、担当ケースワーカーと対象者の間の信頼関係が著しく損なわれることは認めがたいとの判決が出ている。

高齢者福祉サービス業務における生活指導記録であれ、生活保護のケース記録であれ、ソーシャルワークにおけるケース記録であり、ソーシャルワークの共通基盤である。

- (2) ケースワーク関係ができていれば、無用な衝突や不信を恐れて萎縮することは起こらない。ケースワーク関係を作ってケースワークをやるのが、ケースワークの基本の基本である。したがって、担当ケースワーカーの所見、評価部分を対象者に開示しても、担当ケースワーカーと対象者との信頼関係が著しく損なわれることは認めがたい。
- (3) クライアントに関する情報を含んでいれば、それがどのような記録であれ、クライアントにその記録を見る権利が与えられている。

2 実施機関の主張要旨

- (1) 申立人が主張する東京高等裁判所の判決が特定できない。東京高裁平14（行コ）113号については、高齢者福祉サービス業務における生活指導記録についてのものである。
- (2) 本件における非開示部分には、担当ケースワーカーが抱いた被保護者に対する主観的な印象ないし評価が記録されており、担当ケースワーカーは、開示されることを想定せずに記載している。

今後このような部分が開示されることになれば、担当ケースワーカーは、被保護者との無用な衝突や不信を恐れて、萎縮してケース記録

を記入するようになり、ケース記録全体が形骸化するおそれがある。

ケース記録の形骸化は、生活保護の適正な実施に対する基礎資料の形骸化を招き、生活保護の適正実施に著しい支障を生じるおそれがある。したがって、担当ケースワーカーの印象ないし評価を記録した本件における非開示部分は、条例第11条第3項第2号の「個人の評価等」にあたり、非開示事由に該当する。

第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 条例第11条第3項第2号該当性について

(1) 実施機関は、本件公文書中ケース記録票の平成17年1月11日並びに平成17年1月20日の記載内容の一部及びその後の「6 特記事項（問題点、他法関係、未調査事項、63条）」欄の記載の一部について、条例第11条第3項第2号の個人の評価等に関する情報に該当するためとして非開示としている。

(2) 当該非開示部分には、申立人の就職についての姿勢や、ケースワーカーに対する態度、生活保護に対する考え方についての、担当ケースワーカーの評価や、そのとき受けた印象などが、申立人がそれを見たときに、場合によっては好ましくない感じを受けると思われる表現も用いながら記載されている。

(3) 実施機関は、これらの記載について、担当ケースワーカーはその内容が開示されることを想定しないで記載したものであり、このような部分が開示されることになれば、担当ケースワーカーは、被保護者と

の無用な衝突や不信を恐れて、萎縮してケース記録を記入するようになり、ケース記録全体が形骸化するおそれがあると主張する。

(4) これに対して申立人は、ケースワーク関係ができていれば、無用な衝突や不信を恐れて萎縮することは起こらない。クライアントに関する情報を含んでいれば、それがどのような記録であれ、クライアントにその記録を見る権利が与えられていると主張する。

(5) 確かに、条例は、その第11条第1項において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己に係る保有個人情報の開示の請求をすることができる」と定め、実施機関が保有する個人情報について、当該個人（本人）に、「自己に係る保有個人情報の開示を請求する」権利（「自己情報の開示請求権」）を保障している。このように条例は、何人に対しても自己情報の開示請求権を原則的に保障するとともに、第11条第3項各号において、個人情報の内容が本人に対して開示することが適当でない場合を例外として定めているのであって、申立人がその意見書で主張しているように、「記録が、クライアントに関する情報を含んでいれば、それがどのような記録であれ、クライアントに、その記録を見る権利を与えている」わけではない。条例第11条第3項各号に定めるような場合には、実施機関は、例外的に、当該保有個人情報を開示しないことができるというべきである。

(6) ケースワーカーと被保護者は、生活指導、生活保護の継続等の場面で対立する場合もあり、必ずしも交渉当初から信頼関係の上に立ったものでないということも考えられる。

ケース記録票は、ケースワーカーが被保護者とかがわった当初から

の交渉等を記録したものであり、信頼関係を構築する過程で、ケースワーカーの主観を交えた記録が残されているものと考えられる。

(7) 本件においては、当該非開示部分は(2)のような個人の評価等に関する内容であり、これを開示すると、申立人の感情を害し、ケースワーカーとの間で無用な衝突や不信を生じるおそれがあると認められる。

したがって、条例第11条第3項第2号に該当するとして非開示とした実施機関の本件処分は妥当である。

2 条例第11条第3項第3号該当性について

(1) 実施機関は、本件公文書中ケース記録票の平成17年1月20日付け及び平成20年3月3日付けの記載の一部について、請求者以外のものに関する情報であり、開示することによって当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあり、条例第11条第3項第3号に該当するとして非開示とした。

(2) 当該部分には、申立人が当然知っているとはいえない第三者に関する情報が記載されており、これを開示することは、当該第三者が通常開示することを望まない、個人の秘密に属する情報を申立人に明らかにすることになり、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

(3) したがって、本件において、当該部分を条例第11条第3項第3号に該当するとして非開示とした実施機関の処分は妥当である。

3 以上のことから、本件保有個人情報について、一部非開示とした実施機関の本件処分は、いずれの場合も妥当である。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年10月22日	諮問書の收受
平成20年11月17日	審 議
平成20年11月25日	実施機関側意見書の收受
平成20年12月 8日	申立人側意見書の收受
平成20年12月15日	審 議
平成21年 1月19日	審 議
平成21年 2月23日	審 議
平成21年 3月30日	審 議
平成21年 4月27日	審 議
平成21年 5月25日	審 議
平成21年 6月29日	審 議
平成21年 7月27日	審 議
平成21年 8月24日	審 議
平成21年 9月30日	審 議
平成21年10月26日	審 議
平成21年11月30日	審 議
平成22年 7月12日	審 議
平成22年 8月20日	答 申